

令和6年12月13日

令和6年度第4回

鳥取県原子力安全対策プロジェクトチーム会議

(コアメンバー)

会議資料

(添付内容)

資料1 米子市の意見

資料2 境港市の意見

資料3 中国電力株式会社に対する意見(案)

資料4 国への要望事項(案)(原子力規制委員会、内閣府(原子力防災)、経済産業省)

鳥取県知事 平井 伸治 様

米子市長 伊木 隆司

島根原子力発電所2号機特定重大事故等対処施設等に対する意見等について（回答）

令和6年10月25日に中国電力株式会社から報告があった標記の件については、当該施設等の設置は島根原子力発電所の安全性をより高めるために有用な安全対策であると考え、速やかに整備を進めることを求めます。

貴職から、本市の意見を踏まえて、中国電力及び「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づく島根県への意見提出についてよろしくお願ひします。

なお、下記事項について、中国電力及び国に対して要請を行っていただきますようお願いいたします。

記

<中国電力に対する要請>

1 安全対策について

今後も住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、人的な対応を含め安全対策を適切に実施すること。常に最新の知見を安全上の対策に反映していくこと。

2 手続きへの対応について

引き続き実施される原子力規制委員会の認可等、所要の法令上の手続きに適切に対応するとともに、その経過についてわかりやすく説明を行うこと。

3 防災対策への協力について

関係自治体が行う防災対策について、誠意をもって協力すること。

<国に対する要請>

国による原子力防災対策に係る費用負担

長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、国の責任において適切な財政措置を行うこと。

鳥取県知事 平井 伸治 様

境港市長 伊達憲太郎

島根原子力発電所 2 号機特定重大事故等対処施設等に対する意見について（回答）

令和 6 年 1 0 月 2 5 日に中国電力株式会社から報告があった標記の件については、当該施設等の設置は島根原子力発電所の安全性をより高めるために有用な安全対策であると考え、速やかに整備を進めることを求めます。

貴職から、本市の意見を踏まえて、「島根原子力発電所に係る鳥取県民の安全確保等に関する協定」、「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書」に基づき中国電力株式会社及び鳥根県に対して意見、要望を行っていただきますようお願いします。

記

<中国電力株式会社に対する意見>

- 1 安全性向上に向けた不断の取組を行うこと。また、島根原子力発電所 2 号機特定重大事故等対処施設等に関する情報については、セキュリティの観点から厳重に管理を行うこと。
- 2 今後の設計及び工事計画認可、保安規定変更認可に係る審査に対して真摯に対応すること。
- 3 地域住民の信頼が何よりも重要であることを認識し、住民等へのわかりやすく丁寧な説明をすること。
- 4 テロ攻撃の兆候が察知された場合などは国の原子炉運転停止命令に従うとともに緊急を要する場合には、国からの命令を待たず自らの判断で直ちに原子炉の運転を停止すること。
- 5 施設の設置については、島根原子力発電所 2 号機の本体設備の設計及び工事計画認可から 5 年の猶予があるが、安全性の更なる向上を図るため、速やかに設置すること。
- 6 発電所の安全性を確保するため、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承といった組織的・人的能力の向上及びヒューマンエラー防止対策を徹底すること。
- 7 協力会社も含め、社員の心身の健康管理、安全文化の醸成に一層取り組むこと。

<国に対する要望>

- 1 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所 2 号機特定重大事故等対処施設等の設置における今後の設計及び工事計画認可、保安規定変更認可について、厳格な審査、指導監督を行い、その結果について分かりやすく説明すること。（原子力規制委員会、経済産業省）
- 2 原子力防災対策に係る費用について、国の責任において、周辺自治体に対しても適切な財政措置を行うこと。（内閣府（原子力防災）、経済産業省）
- 3 テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

（原子力規制委員会、経済産業省）

中国電力株式会社に対する回答（案）

（前文）

島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設および所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）について、平成28年4月28日付島原本広第90号、同第91号及び同第92号で報告のあったこのことについては、下記のとおり意見を提出するので、安全を第一義として、責任ある対応を行うよう強く求めます。

なお、鳥取県、米子市及び境港市（以下「鳥取県等」という。）として、地域住民の安全を確保するため厳正に監視及び確認を続けることとし、万が一の時は緊急停止を求めることも辞さず、今後とも専門家の意見を踏まえ安全協定の趣旨に則り必要な意見を提出し所要の措置を求めていくこととしますので、貴社におかれては、島根原子力発電所2号機について、万全の技術と識見を駆使することはもとより安全文化を実践し不断に安全を追求することが不可欠であることを深く自覚し、鳥取県等の意見等に則り、十全の安全対策を遺漏なく完遂されますよう要求します。

（中国電力への意見）

- 1 原子力規制委員会が今後行う設計及び工事計画認可、保安規定、原子力規制検査等の所要の法令上の一連の手続きに真摯に対応し、その状況について、鳥取県等に対して分かりやすく迅速かつ丁寧の説明するとともに、地域住民に対して説明責任を十分に果たし理解を得ること。
- 2 特重施設等の設置については、安全対策をさらに向上させる観点から、5年間の経過措置期間にかかわらず速やかな設置を求める。その間、重大事故等対処設備で代替する場合に備えての手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練の実施に努め、信頼性の向上を図ること。
- 3 特重施設等の設置工事に際しては、安全を第一義として、事故防止に努めること。また特重施設等に関する情報については、対策の実効性を確保するため厳重に管理を行うこと。
- 4 特重施設等の設置については、引き続き必要に応じ安全確保上の意見を述べることとする。その際、地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があれば、安全協定に基づき立入調査及び措置要求を行うので、円滑な行使を保証すること。
- 5 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織、人員体制、教育訓練、人材育成、技術継承など組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新規基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。）も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むとともに、最新の知見を安全上の対策に反映していくこと。
- 6 テロ攻撃については、警察、海上保安庁、自衛隊等の関係機関と緊密な連携を図り、ハード・ソフト両面にわたり万全な対策を講じること。テロ攻撃の兆候が察知された場合などにあつては、国の原子炉運転停止命令に従うとともに、緊急を要する場合には、国からの命令を待たず自らの判断で直ちに原子炉の運転を停止すること。
- 7 島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、米子市及び境港市の人的資源及び企業の活用を図ること。
- 8 鳥取県等が行う原子力防災対策は相当な規模で長期にわたるものであり、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、立地自治体と同様の財源負担を鳥取県等に行うこと。

国への要望事項（案）（原子力規制委員会、内閣府（原子力防災）、経済産業省）**原子力規制委員会への要望事項**

- 1 島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設および所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）については、設計及び工事計画認可、保安規定、使用前事業者検査等所要の法令上の手続きについて厳格に審査等を行い、その結果について県民に分かりやすく説明すること。
- 2 特重施設等について、経過措置期間内の設置を遵守するよう原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。
- 3 特重施設等の設置工事に係る安全を第一義とした事故防止及び特重施設等に関する情報の厳重な管理について原子力規制検査等で確認すること。
- 4 住民の安全確保を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、組織・人材面で充実強化を図り、ヒューマンエラー防止対策（新規制基準で新たに追加された設備の仕様や操作方法の習熟を含む。）も含め、協力会社と一体とした安全な運用体制の確立と協力会社も含めた社員の心身の健康管理、原子力安全文化の醸成に一層取り組むこと、また、最新の知見を安全上の対策に反映していることを原子力規制検査等で確認すること。
- 5 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよう、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。
- 6 立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要があること、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体においても立地自治体と同様、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。

内閣府（原子力防災）への要望事項

- 1 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- 2 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、鳥根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 3 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要があること、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。

経済産業省への要望事項

- 1 特重施設等を速やかに設置するように原子力事業者を指導すること。また、設置の経過措置期間においては、重大事故等対処設備が機能発揮できるように手順の整備、運用能力の向上及び教育訓練について厳格に確認及び指導を行うこと。
- 2 原子力発電所のテロ対策について、国を挙げて連携協力すること。テロ攻撃等の兆候が察知された場合などは、原子力事業者に原子炉運転停止命令を命ずるなど、迅速に対応すること。また、緊急を要する場合には、原子力事業者が国からの命令を待たず直ちに原子炉の運転を停止できるよ

う、国は、平時から事業者の体制の確認・徹底を指導すること。

- 3 鳥取県、米子市及び境港市において長期にわたって必要となる原子力防災対策に係る費用について、関係省庁において適切な財源措置を講ずること。
- 4 UPZにおける原子力防災体制を一層強化するため、島根県の避難経路にもなる弓ヶ浜半島の液状化が起りやすいなどの地域特性を踏まえ、鳥取県内を實際上移動することとなる場合も含めた避難経路の改良も含め、原子力防災対策に必要な財源を国の責任において確保し措置するとともに、避難の円滑化に繋がる米子境港間の高規格道路の早期整備を行うこと。
- 5 安全を第一義として、周辺地域の声が確実に反映される法的な仕組みを整備し、同意を求める範囲等、周辺自治体の位置づけを明確にすること。また、立地自治体のみならず周辺自治体も同等の原子力防災対策を行わなければならない制度と実情にあり、原子力防災対策を相当な規模で長期にわたり実施する必要がある、周辺地域においても特別な財政需要を継続的に生じている実情があることから、周辺自治体が行う住民の安全と安心の理解を得るため、立地自治体と同様現実に対して見合う相応の財政的配慮を制度化し実行すること。
- 6 島根原子力発電所2号機の運転については、政府を挙げて安全が必ず確保されるよう厳しく指導監督を行い、安全の確保及び県民の理解については政府が責任をもって対処すること。さらに、万が一事故が発生した場合には、全責任をもって賠償すること。
- 7 中国電力株式会社に対し、島根原子力発電所の運用等に伴う原子力安全対策関連事業等について、本県地元の人的資源及び企業の活用を検討するよう指導すること。